

公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

第27回理事会 議事要旨

1 決議があったものとみなされた日

2025年6月1日（日）

2 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号提案 2024年度事業報告

定款第42条第1項の規定により、2024年度事業報告について、資料1のとおりとすること。

第2号提案 2024年度決算

定款第42条第1項の規定により、2024年度決算について、資料3のとおりとすること。

第3号提案 財務委員会の委員の選任

財務委員会の委員の選任について、委員の団体での役職退任に伴い、財務委員会設置要綱第3条第1項の規定により団体から新たな委員の推薦があったので、定款第36条第3項の規定により選任すること。

第4号提案 第12回社員総会の開催

定款第13条の規定により、第12回社員総会を開催すること。

3 理事会への報告があったものとみなされた事項の内容

第1号報告 内部監査結果

2024年度内部監査を実施したので結果について報告した。

第2号報告 特定寄附金及び指定寄附金に関する指定期間の延長

財務大臣より特定寄附金及び指定寄附金の指定期間の延長が認められたことを報告した。

第3号報告 理事の利益相反取引の報告

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第92条第2項に基づき、当協会の理事と当協会が協定を締結したことについて報告した。

4 議事の経過及び結果

2025年5月26日、事務総長・代表理事の河村 正人が理事及び監事の全員に対して、第27回理事会の決議の目的である事項について提案し、理事会に報告すべき事項を通知した。

第27回理事会の決議の目的である提案につき、理事の全員から書面により同意の意思表示を得た。

また、第27回理事会の決議の目的であるすべての提案につき、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得た。

このため、一般法人法第96条（定款 第33条第2項）に基づき、理事会の決議の省略の方法により、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。